

標準化を巡る諸資本の競争とソフト支配のメカニズム

— 知識資本主義の解明 I —

関 下 稔

目次

はじめに

1. 標準とは何か。それはいかにして経済過程に導入され、定着をみたか
2. 競争排除と利益源泉としての標準化の確立と普及
3. 特許回避と無償供与によるコンセンサスの形成とデジュールスタンダードの台頭
おわりに

はじめに

現代は知識が重視される時代である。商品化に結びつく発明や発見の商業化の定着と拡大は言うに及ばず、広く知的創造活動そのものがビジネス対象とされ、私的所有の枠組みの中に囲い込まれて保護され、かつ莫大な富を生む知的財産として経済活動全般の中に君臨するようにさえなってきた。その結果、これまでは文化や芸術や学術・科学の中で多く固有に論じられていたものが、経済学や経営学の中に新たに編入されて、「文化経済学」や「知識資本論」、あるいは「ネットワーク経済論」などとして論じられるようになった。また広くエンターテインメントやスポーツやファッションなどに属する産業は、製造業（モノ作り）や金融（マネー）を中心とするビジネス世界の中では周辺部分とみられてきたが、今や経済と企業活動の重要部分に位置付けられるようになっている。かくて、こうした知財重視はそれらを束ねる情報産業の急成長を生み、その蟠踞を許している。そして今度はそれが現代社会の様々な部面に浸透し、逆に主導するまでになってきている。

「モノ作り」においても、新製品の開発のための研究開発やデザインなどの創作活動、そして新モデルの制作や試作品の製作などにおいて、コンピュータとそのソフトウェア—たとえばコンピュータグラフィックスなど—が活用されるばかりでなく、進んでは3Dプリンターや

AI（人工知能）やロボットまでも駆使して、人間の直接の頭脳の働きや実際に手足を使っ
ての操作から離れて、機械による自動的な創作・制作・製作が試みられるようにさえなっている。
しかもその適否を判断するテストにあたって、実際に実物を使った実験ではなく、コンピュー
タシステムを使った模擬実験によって確認し、そのデータをもとに判断した上で、さらにフィ
ードバックを繰り返して記録を蓄積していき、より完成度の高いものに仕上げていけるよ
うになった。さらにいえば、開発した製品の販売のためのマーケティング活動も、市場調査や模擬
販売などの実施によって膨大なデータを蓄積し、コンピュータシステムを使ってそれを詳細に
分析した上で、実際の市場化を図っていく手法も取られている。かくてこうした「バーチャル
（仮想現実）世界」が「現実（リアル）世界」と寸分違わぬものとして想定されてくる。しか
もこれら二重の世界の中で、前者が後者よりもむしろより精巧、詳細、正確であるかのよう
にさえ見なされるようになった。「サイバーフィジカルシステム（CPS）」の誕生である。こう
した生産システムは、「モノ作り」と「コト作り」が後者の主導下で統合されることになるので、
これを「モノゴト作り」¹⁾と総称した方が適切であろう。もちろん、こうした知財化の波は製
造業のみならず、金融や伝統的なサービス部門の多くにも押し寄せている。そしてそれらの基
礎上で、情報産業がそれ自体としても深化、拡大していき、今や巨大な産業になって、世界を
席捲している。

こうした知財化の奔流を前にして、その内容を解明することは、急展開を遂げつつある 21
世紀世界の極めて重要な課題である。筆者は 2015 年を時代の転機と考え、その解明に努めよ
うと思いたち、昨年来、いくつかの習作を出した²⁾。その上に立って、これからは「知識資本
主義の解明」という統一テーマに基づいて本格的な論攷を書いていく所存である。そこで最初
にその入り口にあるグローバルスタンダードを題材にしてみたい。というのは、モノゴト作り
の中核に位置するのは、スタンダードの確立にあるからである。スタンダードを握り、それを
ソフトウェアとして確立して世界に普及させ、その独占によって莫大な知財収入を得ている、
その仕組みと新原理についてまずは考察してみたい。ここでの展開の順序は、まず標準
（standard）とは何か、それが資本主義生産システムの中にどのような位置と役割を占めるよ
うになってきたかを考察し、次いでこの標準化（standardization）獲得を目指す諸資本間の
競争と闘争を概観して、そこで勝利した標準をソフトウェアとして確立し、グローバルな展開
によって知財からの莫大な利益の獲得を目論む、その戦略内容を検討する。さらにはグロー
バル時代に合わせて、獲得した標準をしかるべき国際機関のお墨付きを得て国際規格（global
standard）にまで昇格させる国際レジーム作りのからくりも見ていきたい。そして最後には
今後の動向についても展望したい。

1. 標準とは何か。それはいかにして経済過程に導入され、定着をみたか

経済学で使われるスタンダード（standard）という言葉は、日本語では一般的に「標準」と訳されるばかりでなく、より具体的で限定的なことを表す場合には、「規格」あるいは「公的基準」と訳されることもあり、それぞれ分けた意味合いで使われている。前者が一般的に相互運用のための広く合意されたガイドラインを意味し、その取り決めをルール化することを標準化（standardization）というのに対して、後者はそれをより明確に文書化、明文化することだと、一応区別できるが、厳密なものではない。こうした両様の意味があるのは、元々スタンダードにはこうした両様の意味が内包されているからだが、日本語では標準と規格ではその意味内容が大部分重複するとはいえ、場合によっては違いもでてくるので、内容に応じて別々の言葉で表現している。しかもスタンダードに含まれている、共通のルール化をめざす諸資本または諸企業間、あるいは諸団体間の熾烈な標準化獲得競争という経済・実利面と、権威ある公的な機関による「価値中立」的な規格の設定という技術的な側面—実はそうではなく、それは覇権国が仕掛ける国際レジーム運動の一環なのだが—とが、時代の変遷とともに次第に分離、拡大し、かつそれぞれが相対的に自立化してくるようになった。このように、今日では両者にはかなりの性格の違いが目立つようになってきたので、これを同時並行的に扱うのはいたずらに煩雑になり、かえって内容が曖昧にもなりかねない。筆者の主要な関心は標準化を目指す諸資本の競争・角逐、そして一時的妥協にあるので、本稿では前者の標準に焦点を当てて検討していくが、グローバル化に伴う事態の推移は次第に標準から規格へとその中心が移動しつつあるので、覇権国が中心になって進める国際レジーム運動の一環としての規格—正確には国際規格という別の概念なのだが—についても触れざるを得ない。そこにも関説することにした。なお表現方法としては、特別に規格を意識する場合を除いては、標準という言葉を使い、また両方に跨がる意味内容を含む場合には、スタンダードという言葉概ね使うことにしたい。

経済産業省は標準の目的、種類、意義を以下のように簡潔に説明している³⁾。まず標準の目的は、①計量・試験方法の確定、②品質・安全性の確認、③互換性・相互接続性の実現、それに④適切なマネジメントシステムの創出にある、という。以下の展開においてそれらの内容とその適否を順次明らかにしていく予定だが、ここで目的として上げられているものは、多分に表面的、形式的なものの表示であって、その底に潜んでいる本質を必ずしも表してはいない。というのは、標準とはどんなに権威付けされたからといっても、所詮はある時代、ある場所、ある条件の下での取り決めにすぎず、それなりの客観性と根拠—特に規格になった場合には価値中立的・普遍的であり、あたかも自明で自動的に成立したかのような装いを持つので—はあるものの、絶対的のものではない。条件と時代と場所が違えば、違った標準が採用されるのが通

例だからであり、そこには支配的な標準の確立をめぐる熾烈な競争と、正当性を主張し合う論議と、そして激烈な闘争が展開されるのが常である。事実、近代の国民国家体系の下では国家権力を後ろ盾にした激烈な闘争が繰り返されてきた。たとえば長さを図る尺度の単位として、メートル法（フランス式）に従うか、ヤード（イギリス流）に基づくかといったことでも、それぞれがそれなりの根拠に基づいて論争し合い、簡単には決まらず、前者は多く大陸ヨーロッパを中心にして使われ、後者は大英帝国圏で採用されるという並存状態が続いた。とりわけ覇権国としてその頂点に君臨する国は、統一的で調和ある国際社会の建設という名目一多分にイデオロギー的な色彩の濃い一の下に、自国のスタンダードをグローバルスタンダードとして確立し、そしてそれを事実上他国に強制させることに執着してきた。したがって、ある時代に支配的なスタンダードは優れて覇権国の国際レジーム運動の一環としての性格が濃厚に刻印されている。もっとも統一規格が定まっていなかったため、各組織が異なる口径のホースを装着していて、火事現場でホースをつなぐことができずに大火災に発展したといった悲劇も、アメリカで実際に起こった⁴⁾。統一の標準規格の確立と強制が必要になる所以とされるところでもある。

次にその種類、つまりは標準方式としては、以下の三つがあげられる。①公的標準、すなわち公的で、かつ明文化され、公開された手続きによって作成された標準をさす「デジュール（あるいはデジュリ）（de Jure）スタンダード」。その例としては写真フィルムの感度を決めたISO100とISO400がある。②関心ある企業等が集まってフォーラムを結成して作成した「フォーラムスタンダード」。例としてはDVDがある。③個別企業等の標準が市場の取捨選択・淘汰によって市場で支配的になったものである「デファクト（de Facto）スタンダード」で、Windowsがその好例である。これら三つの方式はそれぞれに相対的には独立しているものの、そこに隔絶した違いと越えられない壁があるわけではない。デジュールスタンダードが国家権力や国際機関などを背景にした、いわば上からのスタンダードの設定であるとすれば、残りの二つは下からのスタンダード作りの運動だと一応は区別できるが、両者は相互に移行可能であり、また複合的でもありうる。さらにいえば、デファクトスタンダードとフォーラムスタンダードの関係も、有力企業が単独でスタンダードを確立することは極めて稀で、有力何社かによるフォーラムの結成を基礎にして、事態の推移にしたがって大方のコンセンサスを得ていき、それが事実上のスタンダードに昇格していくという道筋をとることが多い。そしてこのフォーラムスタンダードを基にして、その上で国家や国際機関などの、しかるべき権威ある組織・機関によってお墨付きが得られた場合に、デジュールスタンダードとして確固たるものになっていく。このような相互関係を描くこともできる。もっともその反対の道筋の追求とその頓挫もある。デジュールスタンダードの確立を第一義的に追求したものの、合意形成に時間がかかりすぎて、いつまでも実現できずにいるので、それをひとまずはペンディングしておいて、とりあえず同好の士が集まって素早くフォーラムスタンダードを作り上げ、やがて機が熟した頃にデ

ジュールスタンダードにしていくという方法がとられることもある。とはいえ、このいずれかの道筋を必ず取らなければならないということでもない。規格的性格の強い、技術的・価値中立的なものは、最初からデジュールスタンダードが追求されるし、実際の経済利益に直結するものは、有力企業によるデファクトスタンダードの確立や、フォーラムスタンダードによるコンセンサス方式での合意形成を好むが、しかし当該利害関係者間の妥協による合意形成が困難な場合には、デジュールスタンダードに至らない場合も往々にして起こる。また強固なデファクトスタンダードを確立していても、その後事態の推移の中で、自らそれを解き放って公開して、無償利用方式に転換した Windows のような例もある。

さらに標準化の意義は、それによって互換性と相互接続性が可能になること、また市場の拡大と低コスト化が実現できること、そして調達が容易になること、さらには技術の普及が促進されること、最後に品質を保証し、安全性が担保されることなどにある、としている。ここには標準を考える際の極めて大事な要素が指摘されている。それは互換性とそれに基づく相互接続性が可能になるという一点である。この点こそがこの問題を解く際のキーポイントになり、出発点に置かれなければならない「初発範疇」でもある。資本主義的商品生産の発達は、一方で巨大資本—しばしば株式資本の形態を取る—の力を背景にして、機械制大工業の下での少品種大量生産を進め、それは自動化と一貫生産体制へと向かっていく。他方で需要の多様化は、それとは異なる多品種少量生産への対応を必要とする。そこでは社会的分業の発達・深化にともなう多数の企業の共同と提携が不可欠になる。そしてそのいずれの道を取るにせよ、多数の部品が使われ、生産は多段階・多部面に及び、また多仕様のもを提供しなければならなくなるので、それらの間の互換性と相互接続性があると大変便利である。一貫生産が追求されれば、それは同一企業内での統一スタンダードの確立によって果たせるが、多くの独立企業間の提携や協力によって遂行していく場合には、企業横断的な共通スタンダードの設置が求められる。この後者の道は、部品メーカーの発達・高度化に伴って各部品の精緻化と企業の独自性・独立性が高まり、かつ「モジュラー型」生産システムとよばれる、組み合わせ型生産体制がコンピュータシステムとインターネットに代表される IT 化に促迫されて、近年盛んになるにつれて、大いに脚光を浴び、そして主流になってきた。生産の発達が IT 化を背景にしたモジュラー型生産システムの興隆を生み、そこでは部品の互換性と、共通のルールに基づくインターフェースの相互接続性が強く求められてくる。それらをつなぐ原理はスタンダードの確立にある。ここに問題の核心があり、そこに焦点を当てて問題を解いていかなければならない。

以上見たのは、ごく一般的・標準的なスタンダードの定義とその内容の説明であり、多分に形式的、表面的、そして肯定的な面のみを叙述であるので、当然のことながら、その否定面への言及が不足しており、また細部にわっては異論も多くある。したがってこの問題の解明にはそれらを含めて、さらに深い洞察が必要になる。というのは、競争勝利の暁には、特定のスタ

ンダードが支配的になり、それ以外のものを事実上排除していくという、スタンダードの独占のもつ弊害についての言及がないからである。そしてここまできると、それは外見的な価値中立的・合理的な様相とは異なり、資本の運動の本性—もっとも深奥に潜んでいる—を顕わにすることになるので、まずはここまで分析を一旦下向させ、私有財産制の下での資本の運動とその支配という根本を確認してから、今度は反転して互換性と相互接続性のためのスタンダードの確立へと論理を上向させていく道を辿らないと、この問題を首尾一貫して解くことにはならないだろう。

2. 競争排除と利益源泉としての標準化の確立と普及

そこで問題を一步進めて、この標準がどのようにして利益源泉となり、また競争排除の手段となっていくかについて考えてみよう。まず最初に国際標準化の歴史を振り返りながら、上の三つの標準方式の相互関係をさらに詳しく考察してみよう。これについて概説した日本化学工業協会の報告書は、日本規格協会の『標準化教育プログラム [標準化と知的財産権]』⁵⁾を参考にして、その流れを1980年代後半までのデファクトスタンダードの時代、その後の1990年代後半までのフォーラムスタンダードの時代、そして2000年以後のデジュールスタンダードが隆盛になってきた時代に、3分類している(第1図並びに第2図を参照)⁶⁾。そこでは概略以下のような説明をおこなっている。

1980年代後半までのデファクトスタンダードが中心であった時代の代表例は、家庭用ビデオ

第1図 デファクトスタンダードとフォーラムスタンダード

	標準規格 決定プロセス	標準規格準拠への 強制力	標準獲得に必要な ケイパビリティ
デファクト スタンダード	<ul style="list-style-type: none"> 市場原理に基づく企業間ビジネス競争によって市場(顧客)が決定 市場寡占後にデジュール化される場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> 公的(法的)な拘束力はなし 但し寡占化が進む中で市場としては多数派ブランドを選択するメリットが大きい 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模市場(顧客)のニーズに対する迅速かつ的確な対応力(競争を上回る営業力・開発力)
コンセンサス (デジュール /フォーラム) スタンダード	<ul style="list-style-type: none"> 企業(または政府、公的/民間研究所)間の話し合いによって決定 標準制定の建前上の目的は「公の利益に資すること」 	<ul style="list-style-type: none"> デジュール標準はWTO/TBT協定に加盟する各国政府調達には(準)強制力あり(違反すると提訴される可能性あり) 	<ul style="list-style-type: none"> (上記に加え)コンセンサス標準策定に関わる各国政府、企業、関連ビジネス企業との連携力(交渉力)

出所：アクセンチュア株式会社作成。

ただし、日本化学工業協会『化学産業における国際標準化の目指すべき方向』2013年、29頁より作成。

第2図 デジュールスタンダード

ビジネス環境 の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・経済のグローバル化、新興国巨大市場の台頭、多国籍企業増加(バリューチェーンのボーダーレス化)
デファクトスタンダードの 獲得戦略の限界	<ul style="list-style-type: none"> ・WTO/TBT協定の締結 ・デファクト争いによる各国企業の負担(コスト・リスク)増
デジュールスタンダード 獲得への各国の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州を初めとした「コンセンサス標準」獲得への積極的な活動推進 ・標準化活用ビジネスモデルの台頭

出所：アクセントゥア株式会社作成。ただし、日本化学工業協会『化学産業における国際標準化の目指すべき方向』2013年、30頁より作成。

オにおけるVHS対ベータの争いである。技術的な精粗・適否・巧拙とは別に、前者には多くの家電メーカーが賛同していたこともあって、勝利して市場を占有した結果、後者は特定の専門部門においては重宝がられたものの、大衆を相手にした市場に残ることが事実上できなくなった。このように勝者が市場を総取り—*a winner takes all*—するのは、そこにネットワーク外部性と呼ばれる、加入者の増加による利便性の拡大効果が働くからである。その結果、新規に市場参入を企てようとするニューカマーには、事実上強固な参入障壁となる。また一旦確立したスタンダードを別のスタンダードに切り替える際にはスイッチングコストが発生する。そして利用期間が長ければ長いほど、また投資額が大きければ大きいほど、変更に伴うコストが大きくなるので、事業者は変更をしたがらないという、現状維持的・保守的行動をとりがちである（ロックイン効果）。そのための追加コストをスイッチングコストと呼んでいる。こうした強者による弱者の排除の形をとるデファクトスタンダードの時代は、次第に時代の変化に対応できなくなる。

次の1990年代後半までのフォーラムスタンダードの時代は、デジタル化の進展による製品の複雑化、多様化がその背景にあった。それに対応するために分業が進むと、1社であらゆる製品を開発することは到底困難になる。しかも技術開発のスピードが上がり、既存商品の陳腐化も急速に進む。そこで、ネットワーク外部性に影響が大きいインターフェース部分をあえてオープン化して、ライバル企業の新規参入を促して係争を避けて、共通化を実現し、市場開拓速度を上げ、普及を進める戦略に転換するようになった。複数の企業が連携して企業グループとしてのスタンダード作りを目指すようになり、まずは標準化されたインターフェースを基にして、共通の共有フォーラムスタンダードを作り上げた。そして参加企業はインターフェースの共通性を共有するが、それを基礎にして実際に作る製品はそれぞれに独立的で、別々のものである。つまり製品作りの中核（コア）部分を各社が秘匿したまま、インターフェース部分をオープンにして共通化し、かつ共有するもので、小川紘一氏のいう「オープン & クローズ戦略」⁷⁾の展開である。こうした形態でのフォーラムスタンダードが有力になり、勝利を収めることが

できると、彼らによる寡占体制が進んでいくことになる。その好例はデジタル多用途ディスク DVD 規格の制定競争である。DVD 規格の普及促進を図るために 1997 年に設立された「DVD フォーラム」は、その 2 年前にソニー、フィリップス、東芝等が設立した「DVD コンソーシアム」が母体で、今日では日米欧アジアの機器メーカー、映画会社等コンテンツプロバイダー 200 社以上が参加する大がかりなものに巨大化している。

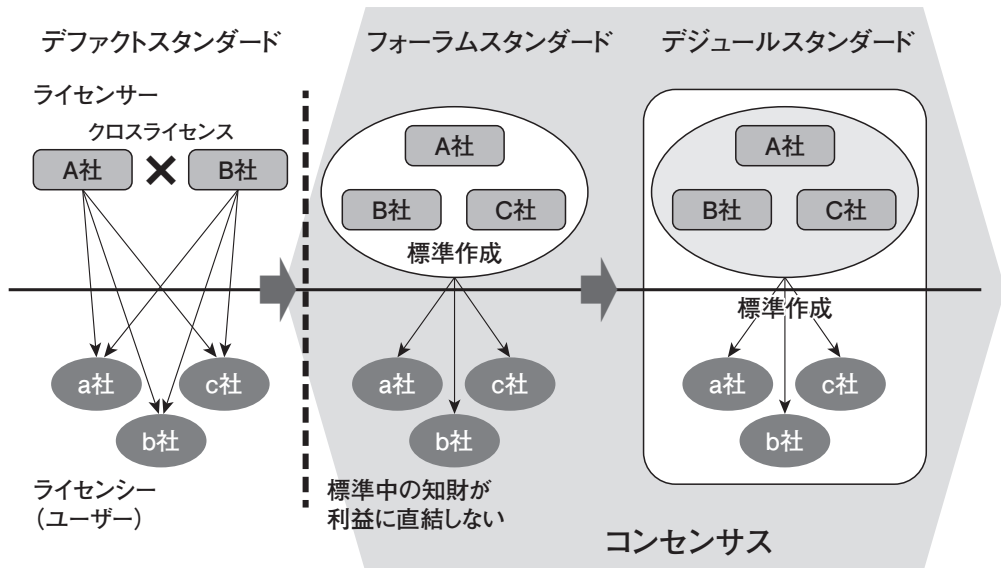
化学工業協会の説明はここで止まっているが、実はその先がある。これは、インターフェースがオープン化されて参加各社に共有され、各社はその上での独自商品の生産に鎬を削ることになるが、その結果、市場での競争に勝利し、支配的になった製品が出現する。だがそのコア部分は知財化されて秘匿されているので、フォロワー以下の下位メーカーは模倣は無論のこと、類似のものを作っても、今度は一転して、支配的なメーカーによって特許等の侵害に問われる恐れも出てくる。これは特にフォーラムスタンダードの中に特定の特許が密かに埋め込まれていたり、それに繋がるような要素が含まれている場合に起こり易い。だから、フォーラムスタンダードはけっして参加企業群の平和的・調和的な共存・共栄を保証するわけではない。支配的な地位を勝ち得た企業による残余の参加企業への知財支配を新たに生み出す可能性があり、その意味では将来の支配拡大のための土台作りを目指す、一時的な妥協策の性格が濃い。しかもそれが同業種の場合ばかりでなく、異業種に波及することも往々にしてあり、それはファミリー化・系列化に組み込むという、包摂＝波及戦略の展開である。これらがフォーラムスタンダードのもつ意味合いである。

実はここには、従来から企業の特許戦略として、最新鋭部分を秘匿 (STOP) しておいて他社に渡さず、他方で普及化していて、今や陳腐化の瀬戸際にある既存部分をあえて公開 (GO) して、ライセンス協定に基づいて他社に提供し、そこからの技術特許料 (フィーズ&ロイヤルティーズ) で稼ぐという、秘匿と伝播を組み合わせた戦略 (STOP & GO) をとって技術優位を確保しつつ、同時にロイヤルティ収入をも増やすという両面戦略が展開されてきた経緯がある。だからこのフォーラムスタンダードの形成という戦略と手法は、その意味ではその延長—ただし参加社内での直接のライセンス供与とロイヤルティ取得はクロスライセンスでも取っていない限りは—なく、無償供与だけが—であって、IT 化と知財化という新しい条件の下で、中核部分 (コア) を秘匿したまま、インターフェース部分をあえてオープンにして仲間の輪を広げて、広範な共通土台とそれを支配する原理を作り上げて、その下での独占化—正確には複数社の共同支配ということでは寡占化というべきだが—を目指すという新しい戦略を展開している。ここには特に無料の OS の出現という、コンピュータソフトウェアの世界の新しい競争条件の出現への対応として、当初は受動的かつ防衛的な対応として工夫、開始され、やがて関連部分へと広がっていくにしたがって、広範な土台を形成できたので、積極的・能動的になっていったという歴史がある。

さて化学工業協会による説明に戻れば、さらに21世紀に入ってから、国境を越えた製品とサービスの取引が拡大し、しかも産業構造も複雑化し、競争も多面的・多重的になり、多岐、多層にわたるので、有力企業による一路デファクトスタンダードの確立はさらに困難になる。しかも1995年にWTOが設立され、加盟国間の取引において強制規格が必要な場合には、国際規格をその基礎として用いることが義務づけられるようになった（「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT協定)）。つまり標準をめぐる熾烈な標準化獲得競争に、しかるべき公的機関による規格の網が被せられるようになったのである。この協定によって、フォーラムスタンダードには公認の国際標準化機関での話し合いによるコンセンサス（合意）作りが求められ、デジュールスタンダードの確立へと進む道が開かれるようになった。ISOなどの国際標準化機関での規格制定には、1国1票による合意形成の手続きを経なければならないという籠が嵌められている。ただしそうすると、通常は提案されてから早くとも3年、難航すると、5年以上かかるというもどかしさもある。そこでは迅速化が強く求められ、短縮化が図られて一たとえばファーストトラックなど一きてはいる。またデジュールスタンダードが成立しない場合には、複数の標準を認めるマルチスタンダードが別途提案される場合もある。こうした制約や障害—実は主導者による権威付けとそのパワーに基づく促迫要請なのだが—を背景において、国際標準への各国の参加が増えるにつれて、共通規格としてのデジュールスタンダードが強く求められるようになるので、公的機関によるお墨付き—いわば客観的な外皮を被った裁定—が有用になる。つまり競争を通じる事実上のスタンダードの確立とその直接の支配ではなく、競合と、共存への和解による合意という、集团的寡占体制が目指される、新たな土台作りの時代の到来である。ただし、この共通規格に適しているのは、価値中立的な性格の強い—たとえば技術標準と呼ばれている一分野であるので、これらの分野ではしかるべき国際組織が音頭を取りやすい傾向があるが、そうでない各社の競争が激しい分野では、利害が錯綜して、簡単にはいかない事情もあるので、共通規格にしやすい枠組みに設定し直すといった新たな工夫が必要になる。この点に関しては次節でさらに論ずる。

ところで、以上見た化学工業協会による三者の時系列的な変遷を使つてのそれらの関連と把握の説明には異論もある。上記の日本規格協会の『標準化教育プログラム [標準化と知的財産権]』は、第1図のように三者の関係を考えている。—社によるデファクトスタンダードが困難になった時、数社の話し合いによるフォーラムスタンダードが目論まれるが、フォーラムスタンダード獲得運動がデファクトスタンダード獲得運動の派生戦略—たとえばクロスライセンスからの—として展開されてきた経緯から、これをデファクトスタンダードの一部と考えられがちだった。だが、今日の状況下ではむしろこれをデジュールスタンダードと一体となった「コンセンサススタンダード」として区別すべきだという。その理由は、デファクトスタンダードとコンセンサススタンダードではその中に含まれる技術の開放度が異なるからだとしてい

第3図 デファクト・フォーラム・デジュールの異同



フォーラムスタンダードの大半はデファクトスタンダードとは呼べない

日本規格協会『標準化教育プログラム [標準化と知的財産権]』8頁による。

る⁸⁾。この点は重要な点なので、さらに深めてみよう。

デファクトスタンダードと、フォーラムスタンダードならびにデジュールスタンダードを峻別する理由は、前者にはスタンダードの独占を基礎にしたライセンス供与によるロイヤルティ収入が入るからだが、一方フォーラムスタンダードとデジュールスタンダードの場合には、オープン化による無償提供を基本にしている。というのは、フォーラムスタンダード結成の際に特許を入れようとする、その特許のライセンスを無料提供するように他のメンバーから圧力がかかるからである。たとえば ISO の TC130 (印刷機の機械安全) に関して、その中にドイツ三社の特許が含まれていることが判明して、無料提供の確約が求められた。当該三社は所有特許の無料提供を拒否した上で、自己の特許権を行使しないという声明書を提出して、何とか乗り切った。だがこのフォーラムスタンダードが特許に抵触するのは事実なので、特許が含まれているものをフォーラムスタンダードにするかどうか、またするのであれば、どのような制約や条件を課すかがその後問題になっていく。次節で詳しく検討するが、そこではそれを束ねるしかなるべき組織によって、RAND 条件という、特許の額を合理的なものにし、かつその範囲は無差別に適用されるという約束があらたに工夫されてくる。そしてフォーラム参加社はそれを守る事が義務づけられる。これも一つの対応策である。こうして、しかなるべき国際機関によるデジュールスタンダードの確立が独自のものとして追求され、そこでは規格が重要な要素に

なっていく。

もっともデファクトスタンダードを一家独大だと決めつけられない事情もある。たとえばライセンスが複数いて、それらの間でクロスライセンスを敷いている場合である。その場合は両社にロイヤルティ収入が入ることになるが、複数社参加型だからフォーラム型だとは簡単にいえない。大事なのはロイヤルティ収入の有無にあると、日本規格協会は考えている⁹⁾。これは鋭い指摘である。スタンダードの設置が知的独占に繋がり、そこから新たな「独占利潤」を獲得できることをはっきりと認識しているからである。ただし、それだけの理由でクロスライセンスによるコンソーシアム結成をもデファクトスタンダードの中に一括りにするのが妥当かといえば、そうともいえない事情もある。そこで、こうしたコンソーシアム型スタンダード—つまりパテントプール—形成の内実をさらに深めて考察する必要がでてくるので、それについては次節で詳しく検討することにしたい。

話を戻して、ここで見てきたデファクトスタンダードからフォーラムスタンダードへ、さらにはデジュールスタンダードの台頭という大きな流れを見てくると、市場での強者の論理から話し合いを基にした妥協による合意形成—談合だといえなくもないが—へ、そして権威付けによる認定という筋道が見えてくる。とすると、フォーラムスタンダードは強者の力の支配から権威ある組織・機関による認定への橋渡しの中間項を形成していることになる。いわばグレーゾーンである。そしてこのグレーゾーンが接着剤となって、力の論理から協調の論理への転換と進化が図られている。それを促進したのは、グローバル化の進展による共通土台—プラットフォーム—の形成という新たな条件の出現である。そこではそれを主導する覇権国の国際レジーム確立のための運動が極めて重要になる。

以上のことが物語っているものは、スタンダードには「標準」と「規格」の両様の意味が内包されていること、そして標準をしかるべき権威によって規格化していくという、標準と規格の明確なドッキングを通じる一体化によって、より一層の昇段が図られたことである。それを促したのは経済のグローバル化の進展である。それがグローバルスタンダードとしての標準と規格の結合を生んだのであり、その意味では、以前からあった、価値中立的な単なる規格の域を超えた「公的基準」としての意味をスタンダードがもったことにもなり、したがって参加国と参加企業に強制する権威を国際機関が果たすことになる。しかもそれはさらに WTO によって権威付けられている。このグローバル時代の新たな変化に注目すべきである。そしてその背後にはグローバル時代の国際レジーム作りを推進する覇権国アメリカの強力な指導と組織化がある。その意味では「国際公的基準」(global standard) というのが正確な表現となろう。

これらを総括してみると、スタンダードの確立こそが目的であって、そのための方法として、あるときはデファクトが、またあるときはフォーラムが、さらにはそれらの集大成としてのデジュールが使われて、最後には公的な基準としての権威付けがなされていくことになった。そ

こには市場条件と製品・生産の性格と産業特性、また諸企業間の競争状態と技術の到達状況、さらにはグローバル化の進展などがその前提に置かれていて、それらの組み合わせと変化に応じて競争の性格が異なり、したがって、展開されるスタンダードの形式とその主要部面も異なってくることになる。そしていずれの方式を取るにせよ、スタンダードを勝ち取って競争に勝利した暁には、1社独占、もしくは少数のグループの寡占状態が出現して、莫大な利益の獲得が保障されることになる。こうした知財に基づく今日の新しい独占の登場を筆者は「ニューモノポリー」¹⁰⁾と名付けてきた。それは生産制限（トラスト）や販路独占（シンジケート）、あるいは価格管理（カルテル）などの古典的な独占の形態ではなく、また同一産業内（水平的）の統合は無論のこと、原料から製造に至る一貫生産（垂直統合）も独禁法の対象とされる中で、異種産業間に跨がり、生産諸段階を網羅する、いわゆるコングロマリット（複合）型合併による独占が繁盛した時代のものとも異なる、オープン化と秘匿との巧妙な組み合わせ—STOP & GO = S&G 戦略、あるいは「オープン & クローズ戦略」—による世界市場の制圧を目指すグローバル時代の新しい独占の形態である。しかも、S&G 戦略が特許中心時代の幕開け＝端緒形態であったとすれば、今日の知財化の時代においては、コア部分の秘匿とインターフェース部分の共有—たとえばデファクトスタンダードの確立しているウィンドウズの無料提供をマイクロソフト社自らが積極的に実施した—という、より発展した形態になっている。これらの独占の諸形態を貫いている共通性は、資本の支配であり、資本の飽くなき致富要求である。

この資本の運動は一面では独占の強化を志向するとともに、他面では一社の独占が長続きせず、数社による寡占的な共存へと、つまりは妥協による協調路線へと変化しながら発展していくことになった。そこでももちろん独占化は終焉していない。だがこうした協調路線を取らざるを得ないということは、その先には真の「共有化」へのゲートウェイが待っていることでもある。その扉を確実に開けていく努力を積み重ねることは極めて大事になる。こうした二面性を踏まえてニューモノポリーの正体を暴くと同時に、その限界にも思いを馳せて、その先を見据えていくことが望まれる。こう見てくると、ロイヤルティの取得如何に基準を求め、そこに峻別基準を置くだけでは、その内容を狭く限定してしまいかねない。というのは、この論法に従えば、無償提供になれば独占が解除されたことになるからである。それでは今日の巨大独占体の多面的な性格と複雑な行動原理の本質を見抜けないだろう。技術特許料収入—多国籍企業概念では「フィーズ & ロイヤルティーズ」(Fees & Royalties, R&F) と呼ばれるもので、筆者はそこにかねがね注力してきた¹¹⁾—の取得は、現代企業の有力な利益源泉であり、知財化された今日では、モノ作りのための特許料収入に加えて、無形なコト作り自体から生まれる著作権（コピーライト）にまで拡充され、しかもこの後者に主力が置かれる、より包括的な知財収入に成長・転化してきている¹²⁾。だからモノゴト作りと呼んでいるわけでもある。とはいえ、その基底には競争の排除＝独占化への志向という、何にでも転化し、融通無碍な資本の

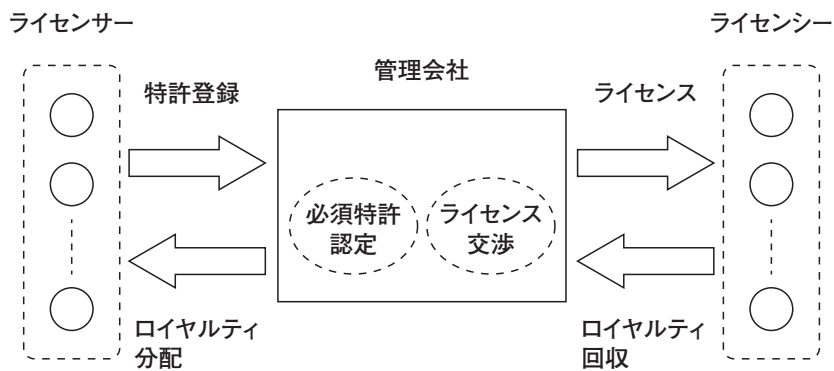
本能があり、それを踏まえれば、上でも指摘したが、資本の運動の発露と衝動の一環として、これを把握することこそが本筋であろう。より具体的には「知識資本」に変貌を遂げた今日の資本の主要な姿の邁進する運動として、これを概念化—筆者はそこからの果実をヴェブレンから援用して「グッドウィル」¹³⁾と総称している—する努力が求められよう。

3. 特許回避と無償供与によるコンセンサスの形成とデジュールスタンダードの台頭

そこで今度は、デファクトスタンダードからフォーラムスタンダードやデジュールスタンダードなど、日本規格協会がコンセンサス方式と呼んだものへの重心の移動と移行が何故起きたか、それはどのような方法と理屈立てによって成り立っているか、そしていかなる意味を持つかについて、さらに深めてみよう。そこでは複数技術の対立の解消と無償提供方式の採用、特許回避による仲間作りの拡大、複数技術の持ち寄りと摺り合わせと話し合いによる合意形成、そのための RAND 条件の提案とその事実上の強制などが特徴であり、それらは基本になるフォーラム形成を基底において、デジュールスタンダードによる権威付をもって完成されることになる。しかもそれは覇権国アメリカの国際レジーム作りの一環として展開されるので、アメリカンスタンダードの確立がその最後のゴールとなる。ただしこれらに至る過程で、クロスライセンスを基本要素とするパテントプールの結成と、その下での諸企業・諸資本間の熾烈な競争と妥協、巧妙かつ狡猾な術策と駆け引き、そして抜け駆け行為やその制圧などの修羅場が見られる。そこで、まず最初にこのクロスライセンスについて考えてみよう。

前節でみたように、日本規格協会はこれをデファクトスタンダードの中に分類しているが、複数の企業が特許のクロスライセンスを目的としたコンソーシアムを結成している場合をどう見るかは、それがフォーラム結成を基礎にしたデジュールスタンダードにも繋がるため、それほど単純にはいえない。これをパテントプールというが、それについて深めて考察してみよう¹⁴⁾。必須特許の所有数や実施者が多い場合、交渉に要する時間が膨大になり、かつ実施料の累積額が高額になるため、実施許諾が得られないような状態に陥ることが得てして起こりうる。音声や画像の符号化技術、無線技術などにはこうしたケースが多い。そこで必須特許の許諾を円滑におこなうために、パテントプールが設立されることになる。その仕組みは第4図のように、技術標準化組織（SSO）—これについては後で説明する—の外に管理会社を置き、そこが当該技術に含まれる許諾所有者の必須特許の認定と実施者への許諾交渉を一元的に行うことになる。その利点は①2者間の交渉を繰り返すよりはるかに効率的なこと、②管理会社が実施料を一元的に交渉するため、実施料の累積額を調整できるので、その額が合理的な範囲内に収まり易いこと、③メンバー外の必須特許所有者もパテントプールに参加することになれば、法外な実施料を請求される—ホールドアップと呼ぶ—危険性が低くなるなどにある、とい

第4図 パテントプールの仕組み



平松幸男「技術標準に含まれる特許の問題に関する考察」『知的財産専門研究』No.2、106頁による。

う¹⁵⁾。だがこれらは表面的な、一応の理屈立てである。

クロスライセンスには自社のもつ知的財産権を対価にした交渉を通じて、相手の知財を実施・許諾料を払わずに利用できるというメリットがある。もちろん自社の知財を相手企業も利用できるという犠牲を払うことにはなる。そうすると、その内容と条件次第では競争制限に向かうことになって、独占禁止法に抵触する恐れもでてくる。とはいえ、特に今日の、技術革新のスピードが速く、技術が複雑かつ多種・多層・多重にわたって形成され、しかもそれらがことごとく知財化されている時代にあっては、ある製品の製造に有用な技術を、複数の企業がその一部ずつを特許として取得しているといったケースが往々にしてある。この場合、企業間の特許侵害訴訟リスクを避けながら、効率よく生産して利益を守る方法として、このクロスライセンスが利用されるようになった。しかしながら、こうした相互利益に資するばかりとは限らない。たとえばA社が基本特許をもち、B社はそれを利用した特許—利用特許または改良特許—を持つような状況でも、クロスライセンスを結ぶと、A社は基本特許よりも優れた技術を利用できるが、他方B社もA社の許諾がなければ実施できずにいる自分の特許を活用できるようになる。この場合、A社が基本特許をデファクトスタンダードにして、B社の要求には応じないで、もっぱらロイヤリティを取得する戦略をとる場合もでてくるが、そうではなく、B社の所有する、A社が利用できる利用特許ないしは改良特許に目をつけて、あえてB社との間でクロスライセンスを結ぶ戦略を選んだわけである。この場合、表面的には互惠的ではあるが、内実としての利益は等分ではない。特にこの後者の場合は巨人に寄生する「小判鮫商法」などと揶揄されるところで、強力な巨人のデファクトスタンダードの設定によって支配されている状況下での、その傘の下での繁栄を目論む、それに群がる小人達の生き残り戦略の一つと見なされてきた。

だが実際にはそれに止まらない場合も出てくる。そこから反転して、「小が犬を食う」という反攻に進む場合で、以下のようなケースである。上で見たように、両社がライセンサー（ラ

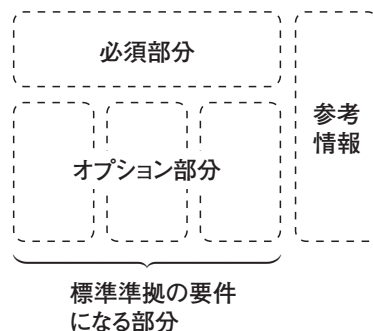
イセンスの提供者）であると同時に、ライセンサー（ライセンス受諾者）でもあれば、たとえ利益は等分にはならないにせよ、お互いに牽制し合うことになるので、それ以上には進まないだろうが、問題は、一方が R&D（研究開発）の専門メーカーで、ライセンサーにはなっても、ライセンサーにはならない場合である。この場合は相互が牽制し合うことにはならないので、報復措置を受けることを心配せずに、この専門メーカーが法外なロイヤルティをふっかける可能性が出てくる。そして実際に、後で触れるが、そうしたことがしばしば起こった。そこでそうした予想外な行動を阻止するために、ロイヤルティの上限を決める取り決めをあらかじめしておくことになる¹⁶⁾。それが RAND (reasonable and non-discriminatory)（「合理的」かつ「無差別」）条件と呼ばれるものである。そしてこの RAND 標準化団体への加盟に際しては、標準規格の基礎になる技術の特許を得た場合、標準規格を通じての特許使用を許諾し、妥当な特許を徴収する権利を有する—というよりも、実態としてはそれに止まる—ことになる。なおヨーロッパでは FRAND (Fair & Reasonable & Non-Discriminatory)（「公正で合理的かつ無差別」）宣言とも呼ばれて、公正 (fair) が付け加えられている¹⁷⁾。保有特許を FRAND な条件でライセンスする旨の宣言である。いずれにせよ、仲介するしかるべき機関による、過度の競争を避け、同時に独占も制限して、秩序ある方向へと誘導するガイドラインの設定とその行使—いわば行司役の登場—である。

こうみると、日本規格協会のように、デファクトスタンダードの一部にクロスライセンスを単純に含めて済ませるのではなく、これを相対的に独自のコンソーシアム型のスタンダードの形成運動として分離し、その独自内容とその論理を考えていくことが求められてくる。というのは、これは R&D 専門メーカーならずとも、広く巨人（基本特許所有者）とその「小判鯨」(利用特許並びに改良特許所有者)との間の攻防としても起こるからであり、それはまたフォーラムスタンダード形成にも共通するからである。たとえば基本特許を握るアップルに対して、「技術は作り出すものではなく、利用するものだ」と嘯き、基本特許作りには熱心ではなかったサムスン電子が、所有する利用特許や改良特許を武器にクロスライセンスを求めて訴訟合戦を度々起こしていることも、その一例であろう。またマイクロソフトは群小の専門メーカーとの訴訟合戦などの煩わしさを避けるため、積極的にウィンドウズの無償供与に転換して、このシステムの下への包摂戦略に出たのもその例だろう。またここで見た R&D 専門メーカーという想定は、IT 化・知財化が進行している今日では、けっして珍しいことではない。製造活動を行わないファブレス化の波は、半導体から始まって、IT 分野の多くで展開され、なかには野心的な起業家 (entrepreneur) による小規模なベンチャー企業から出発して、忽ちのうちに急成長を遂げたものもある。あるいは半導体の受託企業 (ファウンドリー) から出発し、当初は利益の低い量産型標準メモリーの製造を担わされて、「スマイルカーブ」に呻吟すると見られていた台湾の鴻海が、今日ではそこから脱して、巨大化し、シャープを買収するまでになっ

ている。以上述べたことは、全てクロスライセンスを巡るコンソーシアム型方式のもつ独自性とその持つ意味合いを示している。そしてそこにはフォーラム形成を基にしたデジュールスタンダードの確立へと繋がっていく、重要な共通要素—基本的な胞子というべきか—が内蔵されている。

ところで、それを実施する仲介組織が、SSO (standard setting organization) と呼ばれる標準化団体である。SSO はロイヤルティを「合理的」(reasonable) かつ「無差別に」(non-discriminatory) —RAND—にできるように約束させる。さらに事前の開示 (pre-disclosure or Ex-Ante) を約束させることもある。それは標準作成にまだ着手していない時点で、その標準技術に必要な知財を所有しているか、あるいは申請中である旨を参加企業が相互に公開することを意味する。それは「ホールドアップ」(hold up) 行為—標準作成後、参加企業のどこかが予想外に高額なロイヤルティを要求すること—を防ぐためである。つまり技術の標準化と知財保護のバランスをとるために、SSO が行司役を果たすことになる。これには国際電気通信連合 (International Telecommunication Union, ITU)、国際標準化機構 (International Organization for Standardization, ISO)、国際電気標準会議 (International Electrotechnical Commission, IEC) などの国際標準化機構がある。これらの SSO が IPR (Intellectual Property Rights) ポリシー—あるいはパテントポリシー¹⁸⁾ ともいう—とそのガイドラインの共通化を目指してきた。その際の検討の濃淡は特許を以下のように三分類し、それを基に作り上げることになる。すなわち、技術標準化のために避けられない特許を必須特許、必ずしも従う必要のない付加的なオプション部分、および参考情報部分に三分して考えていく (第5図)。このうち、必須部分は技術標準の実施者に許諾されないと、技術標準を実施できなくなる。それを担保するために、IPR ポリシーを規定することになる。そこで主なパテントプールは第1表のとおりである。これをみると、圧倒的多数はアメリカ発であり、したがってアメリカンスタンダードを SSO を通じて定着・普及させる性格が潜在的には強いことになる。

第5図 技術標準に含まれる必須特許の範囲



平松幸男「技術標準に含まれる特許の問題に関する考察」『知的財産専門研究』No.2, 105 頁による。

第1表 パテントプール一覧

技術標準名	対象製品	ライセンス会社	必須特許数	ライセンサー	ライセンスー
MPEG2 (ビデオ)	DVD、デジタルTV、DVD ディスク、セットトップボッ クス	MPEGLA (米コロラド州)	約 790 件	25 社	約 1500 社
MPEG4 (ビデオ)	第三世代携帯電話、デジタル ビデオカメラ、CATV／衛 星放送用セットトップボッ クス、PC用OS、DVDディ スク、情報配信サービス	MPEGLA (米コロラド州)	約 320 件	25 社	約 600 社
AVCS/H 264	携帯電話、デジタルビデオ カメラ、DVDプレーヤー、 CATV／衛星放送用セッ トトップボックス、PC用OS、 DVDディスク、情報配信サ ービス	MPEGLA (米コロラド州)	約 290 件	14 社	約 620 社
IEEE1394	PC デジタル TV、セッ トトップボックス	MPEGLA (米コロラド州)	約 100 件	9 社	約 340 社
ARIB デジ タル放送	地上波デジタルTV(日本 仕様)	アルダージ株式 会社	約 270 件	15 社	約 120 社
DVD(6C)	DVD プレーヤー、DVD レコーダー、DVD 再生用ディ スク、DVD 記録用ディスク	東芝	約 850 件	7 社	約 300 社
MPEG2 AAC (音声)	デジタルTV(日本仕様)	Via Licensing (米カリフォルニア)	約 280 件	5 社	約 130 社

出所：加藤恒『パテントプール概説』改訂版、発明協会、2009年、146-149頁より作成。

またそのための許諾条件として、無償（royalty free, RF）またはRANDを選択することになる。なおRANDの中の「合理的」の意味だが、ロイヤルティの上限額を、たとえば製品価格の0.1%に留めるといった約束をさせて、合理的な範囲内に留めることを狙っている。またこれを事前に約束させることになるので、ロイヤルティ上限額を拒む企業が現れれば、標準技術の内容を変更して対応することになる。しかし実際にそれを拒む企業が最有力企業であって、標準技術の変更が不可能な場合には、受け入れるより他はないが、その場合には不当なホールアップとは見なされない¹⁹⁾。力の前には道理も引っ込むことになるわけである。また「無差別」条件は参加企業を増加させ、また特定企業を不利にしないためであり、それによって競争法違反にならないための歯止めでもある。さらにRFを選択するのは、オープン度を高めることによって普及を図るためである。

このように、SSOはそれなりの行司役を果たしているものの、上で見たように、最有力企業が力の論理を振りかざした場合はそれを止めることができない。またパテントポリシーが定

める特許審査は「できるかぎり」あるいは「適当な範囲」で特許情報を提供することに基づいて、別に強制されているわけではない。さらに特許宣言の範囲や方法、権利制限の範囲が不明であること、あるいは実際にホールドアップが発生した場合には対応できないこと、そしてこれが決定的だが、標準化団体は紛争に巻き込まれないように当事者間にその解決を委ねているなど、現状ではまだまだ限界を持っていることを指摘する声も多い²⁰⁾。そこで、SSOの共通IPSポリシーがある程度の効力を発揮していることを前提において、それがより効力を持つためには、関連特許に関する情報収集をさらに高めること、RAND条件をより明確化すること、ホールドアップ問題へのより適切な対応をすることなどが求められることになる。とはいえ、パテントポリシーの目的は、各社の特許を基準になる規格にまとめ上げることにあるので、多少の限界には目をつぶる方向を選好することになる。

むしろこうした改善策が触れていない最大の問題点は、これらの多くが事実上はアメリカンスタンダードの押しつけになるという点である。それでも良しとしているうちは対立は表面化しないが、名目的にせよ各国のナショナルフラッグが巻かれた各企業間のグローバル規模での競争が熾烈になるにつれ、それでは収まりきれない利害対立が噴出してくる。そうすると、勢い自国政府に頼りたいが、肝心の国の交渉力（パワー）が現状ではアメリカが圧倒的であり、辛うじてEUは東になってアメリカに対抗するぐらいで、日本はすっかり物わかりの良い「大人の風」を装って、たいした抵抗もしないことが多い。もちろん中国などの旧社会主義国＝移行経済国は「市場経済」を確立できていないものとして、そこから除外されることも多い。その結果、国籍の異なる参加社全てが満足できるような調和ある妥協点を見つけることは容易ではない。したがって、覇権国の力の前に、やむを得ずそれに従わざるを得ない残余の国々の苦渋の選択を国際舞台上で多く目撃することになる。それほどに覇権国アメリカの政治力は現状では圧倒的である。

次に実際の事例を少し見ていこう。標準化組織のメンバーであるにもかかわらず、IPRポリシーに従わないケースとして、①必須特許を所有しているにもかかわらず、故意かあるいは過失によって宣言書を提出せず、後になって、当該特許に関して、権利行使をする場合、②RFによる許諾意思を表明したにも拘わらず、実施料を請求する、あるいは許諾自体を拒否する場合、③RANDによる許諾意思を約束したにも拘わらず、法外な実施料を請求する、または許諾自体を拒否する場合、これらのケースが考えられる。このうち①の場合、デル（Dell）社は必須特許の権利行使の放棄を審決された。またランバス（Rambus）社は低額の実施料を命令された。②の場合は、ITU-T勧告V.90に規定される56kbit/sモデムのケースでIPRポリシーのRAND条件違反として争われ、最終的には特許所有者が特許宣言書を提出しているので、RAND条件違反とはならないということになった。③の場合は訴訟が起こる可能性があり、Qualcomm社が第三代移動通信無線技術特許に関して、RAND条件違反として複数の企業

から訴訟を起こされた²¹⁾。

以上見てきたものは、クロスライセンスというコンソーシアム結成に秘められた諸資本、諸企業の戦略とその行動が、熾烈な競争を生み、そのままに推移すると無秩序と混乱に陥りかねない状態をどう調整するかに関わっている。そこで、総体としての資本家団体を代表するSSOが行司役として振る舞い、そこではパテントポリシーに基づいて、RANDまたはRFでの許諾を参加企業に飲ませていくことになる。この方法はフォーラムスタンダードに統一規格の籠を嵌めていくことになり、それが権威となって次にはデジュールスタンダードに昇華していくことになる。したがって、クロスライセンスを使ったパテントプールは、SSOを行司役にしたパテントポリシー—あるいはIPRポリシー—の具体化をRAND条件の整備を通じて、フォーラムスタンダードの中に一定のルールとオーダーを持ち込んで、それに命を吹き込み、そしてデジュールスタンダードに仕上げていくための出発点にして、かつ必要な通過点にもなる。その意味では、クロスライセンスはパテントプールを中核にしたフォーラムスタンダードをデジュールスタンダードに仕上げていくための大事な契機であり、またその見事な手品の「タネ」でもある。したがってフォーラムとデジュールをコンセンサス方式として一括するなら、パテントプールはそれを培養し、成長させるための導入部＝母体だといっても良いだろう。その意味では、デファクトスタンダードとフォーラムスタンダードと、そしてデジュールスタンダードとは相互に関連性を持ち、依存し合いながら、結びついている。それはまた価値中立的な装いを取った資本家団体の、総体としての秩序作りであり、国際レジーム運動の一コマである。その背後にはさらに大きな、覇権国アメリカによる秩序作りの企て＝大戦略が潜んでいる。そこで、最後にコンセンサス方式のどん詰まりに位置するデジュールスタンダードについて簡単に付言しておこう。

上でも述べたが、デジュールスタンダードの作成速度が遅いため、たとえばハイビジョンTV（HDTV）などは10年以上費やしたが、結局まとまらなかった。そうしたこともあって、デジュールスタンダードはフォーラムスタンダードを追認する形のものが多い²²⁾。このフォーラムスタンダードはハイテク分野においては、圧倒的にそれを主導するアメリカにおいて形成されている（第1表）。つまりアメリカスタンダードをグローバルスタンダードにしていく運動がその基底にある。そして世界の企業は当該分野での参加を表明した場合、まず最初にアメリカで登録しなければならないということになる。したがって、その後何らかの齟齬が生じて、判断が必要になった場合は、アメリカの反トラスト法に照らしてその是非が論じられることになる。その意味ではアメリカ体制のグローバル化が、他ならないアメリカ国内法の事実上の域外適用の形を取って現れることになる。属地主義に基づいているものとはいえ、極めて異常な姿である。当然にそれに対する反発も強まっていて、EUは独自の法体系に基づいて判断しようとしている。したがって、企業はアメリカ法に基づく判断が有利か、それともEUの法

体系の下でのそれが好ましいかを十分に斟酌した上で、具体的な訴訟に臨むということになる。その結果、アメリカの法制度下での判断と EU の法体系の下でのそれとが矛盾し合うことも出てきて、異なる判断が下されることもある。そうすると、場面は一転して、両者の訴訟合戦が事実上エンドレスに続く、法廷闘争の繰り返しになっていく。それを回避するためには、適当なところでアメリカと EU との間の調整が必要になってくる。それは法廷ではできないので、当事者間の和解協議ということになる。そこで、元に戻って、クロスライセンスを相互に認め合う妥協での「手打ち」となることが多い。

またこのフォーラムスタンダードは、オープンスタンダードの形を通常は取り、無差別に参加企業にライセンスを供与するため、それは事実上、公的標準（デジュールスタンダード）と同じになる。こうした相似形のもをフォーラムスタンダードが用意し、デジュールスタンダードにスムーズに移行させていくことがその狙いとなる。それは SSO によって果たされ、その際にクロスライセンスの処理のための RAND 条件と RF を提示し、その網の目を見事くぐらせることで果たしていく。だからこそ、このフォーラムスタンダードを作ったアメリカの反トラスト法による審議という最後の扉が待ち受けていることになる。その意味では、これは世界最大の知財王国にして覇権国であるアメリカの一つまたはパクスアメリカナの世界の一優れて大事な国際レジーム作りの一コマを構成していることになる。そこでは何よりも覇権国パワーがものを言う。かくしてアメリカンスタンダードの確立と展開という点で、ニューモノポリ（民間）と覇権国アメリカ（国）の思惑が一致し、それを取り持つ国際機関へのヘゲモニー行使が企まれる。これがこの問題での出発点であり、同時に出口でもある。かくて「一件落着」となるが、はたしてそれで万々歳といえるだろうか。

おわりに

本稿では今日の知識資本主義の隆盛を解明するために、その基本に置かれているスタンダードに焦点を当てて、それが標準と規格の二重の意味を何故持つのか、そして何故標準は最終的に規格に昇華していくのかを、資本家団体の直接の国際レジーム作りとその後押しをする覇権国アメリカの支援を基本において検討してみた。そしてアメリカンスタンダードをグローバルスタンダードにしていく、その巧妙かつ強引なからくりと、その手品のタネ明かしをした。したがって次は、知財重視の時代におけるモノゴト作りの実態の解明、とりわけ設計と製造の分離と、前者による後者の包摂化を通じる情報産業の興隆の実態、中枢の独占（秘匿）と周辺の開放（拡散）の二面戦略の展開の具体的な姿、そしてバーチャルとリアルの二重世界（CPS）の実相、さらには日本が力をいれているロボットセル生産などについて検討することになる。

(2016年6月22日脱稿)

注

- 1) 小笠原治『マイカーズ進化論』NHK出版新書、2015年。
- 2) 関下稔「時代の転機を見つめる—2015年は新しい時代の始まり?—」『立命館国際研究』28巻2号、October 2015、同「時代の転機を見つめるⅡ—I o Tを巡るドイツとアメリカ、そして日本での展開とその将来—」『立命館国際研究』28巻3号、February 2016、同「岐路に立つ日本製造業の複合戦略—知財化・現地化・国内回帰の狭間での苦闘を診る—」『立命館国際研究』29巻1号、June 2016。
- 3) 経済産業省『国際標準化を巡る国内の動向』www.jstra.jp/html/PDF/METI_presentation.pdf ならびに『国際標準動向について』www.meti.go.jp/committee/materials2/.../g90126b12j.pdf なお、新宅純二郎、江藤学編『コンセンサス標準戦略』日本経済新聞社、2008年は包括的に標準に関わる課題を網羅して論じている。
- 4) 橋本毅彦『「ものづくり」の科学史』第4章、講談社学術文庫、2013年。
- 5) 日本規格協会『標準化教育プログラム [標準化と知的財産権]』第6章標準化と知的財産のビジネス活用、www.jsa.or.jp/stdz/edu/dtm/bunya-6htm/、8頁。
- 6) 日本化学工業協会『化学産業における国際標準化の目指すべき方向』平成25年3月、27-30頁。
- 7) 小川紘一『オープン&クローズ戦略』増補改訂版、翔泳社、2015年。
- 8) 日本規格協会『標準化教育プログラム [標準化と知的財産権]』第6章、前掲、8頁。
- 9) 同上、9頁。
- 10) たとえば、関下稔『現代多国籍企業のグローバル構造』第12章、文眞堂、2002年、同『21世紀の多国籍企業』第6章、文眞堂、2012年。
- 11) 同上、『現代多国籍企業のグローバル構造』第4章、『21世紀の多国籍企業』第8章。
- 12) 関下稔『国際政治経済学の新機軸—スーパーキャピタリズムの世界—』第6章、見洋書房、2009年、ならびに『米中政治経済論—グローバル資本主義の政治と経済—』第4章、御茶の水書房、2015年。
- 13) 同上。
- 14) 以下の叙述は筆者の専門外の法律—特に独禁法—に関わることなので、専門家による以下の文献を参考にした。滝川敏明「標準化と競争法」『日本知財学会誌』Vol. 4, No. 1, 2007年12月。平松幸男「技術標準に含まれる特許の問題に関する考察」『知的財産専門研究』No. 2、www.oit.act.ac.jp/ip-hiramatsu/data-open/hiramatsu07122.pdf、飯村重樹「標準に含まれる特許権に関する一考察」『パテント』Vol. 67, No. 10, 2014年、江藤学「標準化活動におけるパテントポリシーの役割」研究イノベーション学会『研究 技術 計画』Vol. 22, No. 3/4, 2007年。またパテントプールに関する詳細な内容の説明については、加藤恒『パテントプール概説』改訂版、発明協会、2009年が参考になった。
- 15) 平松幸男「技術標準に含まれる特許の問題に関する考察」前掲、106頁。
- 16) 滝川敏明「標準化と競争法」前掲、5頁。
- 17) 飯村重樹「標準化に含まれる特許に関する一考察」前掲、81頁。
- 18) 江藤学「標準化活動におけるパテントポリシーの役割」前掲、191頁。
- 19) 滝川敏明「標準化と競争法」前掲、6頁。
- 20) 江藤学「標準化活動におけるパテントポリシーの役割」前掲、192-193頁。
- 21) 平松幸男「技術標準に含まれる特許の問題に関する考察」前掲、107-108頁。
- 22) 滝川敏明「標準化と競争法」前掲、3頁。

（関下 稔、立命館大学名誉教授）

Global Standards and American Hegemony

After the Second World War the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics were the two strongest global powers and this created a bi-polar power dynamic in international affairs, commonly referred to as the Cold War. During the Cold War both hegemons competed against each other directly and indirectly. The result was that many countries, no matter how remote, were drawn into the conflict when it was suspected that their governments' policies might affect the balance of power. Antonio Gramsci developed the concept of cultural domination to include social class, hence the philosophic and sociologic theory of cultural hegemony analyzed the social norms that established the social structures with which the ruling class establish cultural dominance to impose their world view.

International regimes define implicit or explicit principles, norms, rules and decision-making procedures around which actors' expectations converge in a given area of international relations. International regimes often form in response to a need to coordinate behavior among countries around an issue. A regime such as ITU serves simultaneously as a forum, a multilateral treaty, and a governing body to standardize telecommunications across countries efficiently. Today regimes cover almost all aspects of international relations that might require coordination among countries, from security to trade, finance, and investment, information and communication, human rights, the environment, and management of outer space. Some scholars emphasize the importance of a hegemon in creating a regime and giving it momentum. This is called the hegemonic stability theory. The rationale is that a hegemon often stands to gain the most from the creation of global standards. US companies like Microsoft, Universal Studios, and Pfizer would be among the greatest beneficiaries of a strict global intellectual property regime.

Standards can be *de facto* standards which means they are followed by informed convention or dominant usage, *de jure* standards which are part of legally binding contracts, laws or regulations, and voluntary standards which are published and available for people to consider for use. Standardization is the process of implementing and developing technical standards. Standardization can help to maximize capability, interoperability, safety, repeatability, or quality. In social sciences the idea of standardization is close to the solution for a coordination problem.

In this paper we consider in detail American initiatives to create global standards.

(SEKISHITA, Minoru, Professor Emeritus, Ritsumeikan University)